

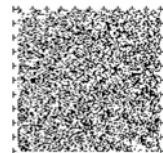
介護保険は地域全体で暮らしを支える制度です

# みんなの 介護保険

令和8年度



SDGs未来都市としま

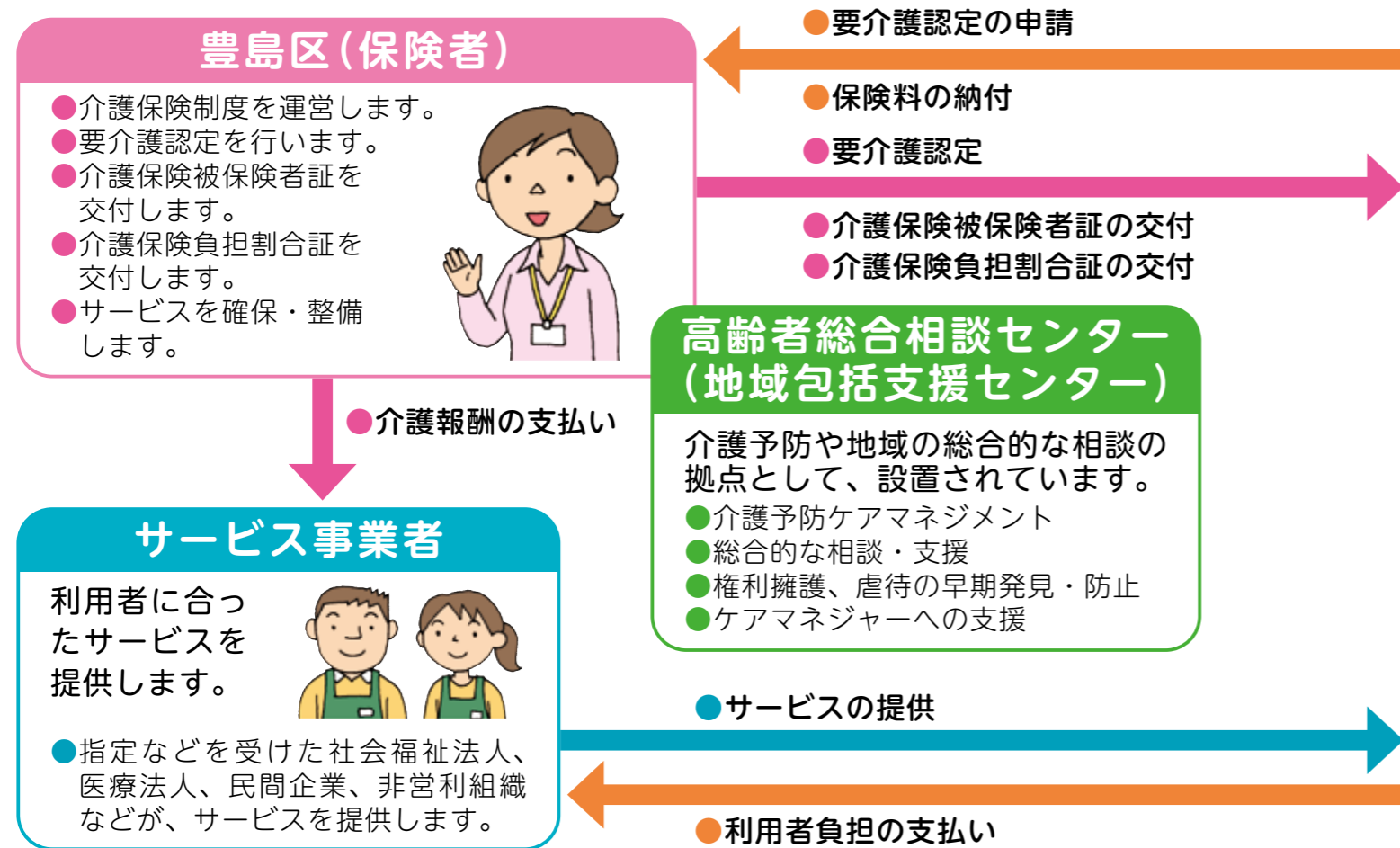


豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

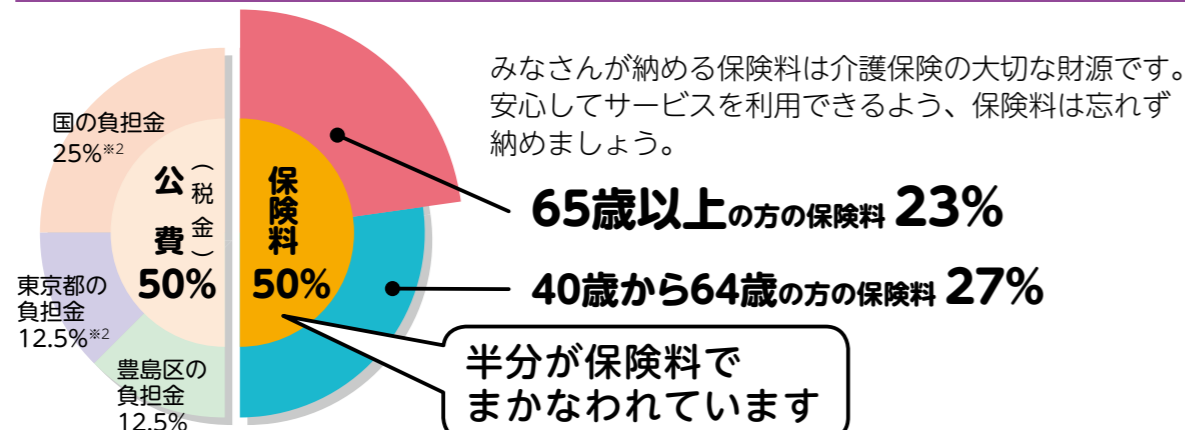
○介護保険ってどんな制度？

# 介護が必要な方を みんなで支え合う制度です

介護保険制度は豊島区が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を納めます。介護や支援が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。



## 介護保険の財源構成(利用者負担分は除く) ※1



※1 令和6年度から令和8年度の割合です。  
 ※2 施設等給付費については国20%、東京都17.5%

## 介護保険加入者(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



### ▶第1号被保険者 65歳以上の方 サービスを利用できる方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、区の認定を受け、サービスを利用できます。



### ▶第2号被保険者 40歳から64歳の方 (医療保険に加入している方) サービスを利用できる方

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、区の認定を受け、サービスを利用できます。

※介護保険認定の申請は、特定疾病に該当するか主治医に相談の上、申請してください。

#### 特定疾病 加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- |             |                                |                            |                              |
|-------------|--------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| ●がん*        | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症                    | ●閉塞性動脈硬化症                    |
| ●関節リウマチ     | ●脊髄小脳変性症                       | ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ●慢性閉塞性肺疾患                    |
| ●筋萎縮性側索硬化症  | ●脊髄管狭窄症                        | ●脳血管疾患                     | ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●後縦靭帯骨化症    | ●早老症                           |                            |                              |
| ●骨折を伴う骨粗鬆症  |                                |                            |                              |
| ●初老期における認知症 |                                |                            |                              |
- \*医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

#### ■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には介護保険被保険者証が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月までに交付されます。
- 40歳から64歳の方は、認定を受けた場合に交付されます。

#### ■介護保険負担割合証が交付されます

要介護認定を受けた方などには、サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載された介護保険負担割合証が交付されます。

- 利用者負担は、1割、2割または3割です。

#### ■引っ越しをしたときは…

引っ越し先でも、引っ越し前に認定されていた要介護度を転入日から6か月間引き継ぐことができます。

転入日から14日以内に、引っ越し先の区市町村に届出をしてください。豊島区に転入したときは、介護保険課の窓口までご来庁ください。



○どんなサービスや支援が受けられる？

# あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます

65歳以上の方

こんなときこんな方は…

・まだ介護や支援は必要ない  
・介護予防・認知症予防に取り組みたい



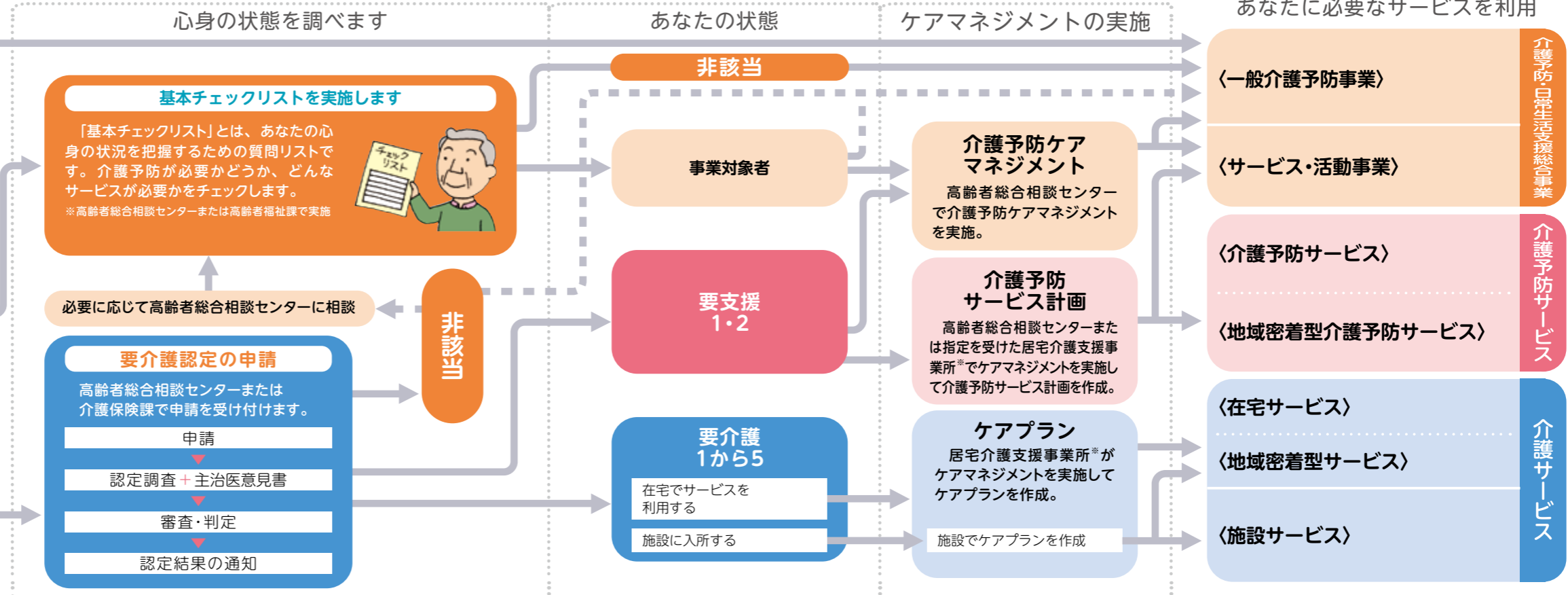
・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない



・何らかの介護や支援が明らかに必要



まず、高齢者総合相談センター  
または介護保険課、高齢者福祉課  
にご相談ください



## ●利用できるサービス

### 介護サービス（在宅サービス）

- 自宅での日常生活の手助け
  - ◆訪問介護（ホームヘルプ）
- 施設に通って利用するサービス
  - ◆通所介護（デイサービス） ◆通所リハビリテーション（デイケア）
- 施設に入居している方が利用するサービス
  - ◆特定施設入居者生活介護
- 訪問してもらい利用するサービス
  - ◆訪問入浴介護 ◆訪問リハビリテーション
- 施設に通って利用するサービス
  - ◆短期間施設に入所して利用するサービス
  - ◆短期入所生活介護（ショートステイ）
  - ◆短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- 医師の指導のもとでの助言、管理サービス
  - ◆訪問看護 ◆居宅療養管理指導

### 介護サービス（施設サービス）

- 日常生活の支援をしてほしい
  - ◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護やリハビリを受けたい
  - ◆介護老人保健施設（老人保健施設）
- 医療と介護を一体的に受けたい（豊島区内に該当施設はありません）
  - ◆介護医療院

### 介護予防サービス

- 訪問してもらい利用するサービス
  - ◆介護予防訪問入浴介護 ◆介護予防訪問リハビリテーション
- 施設に通って利用するサービス
  - ◆介護予防特定施設入居者生活介護
- 施設に入居している方が利用するサービス
  - ◆介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
  - ◆介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- 医師の指導のもとでの助言、管理サービス
  - ◆介護予防訪問看護 ◆介護予防居宅療養管理指導
- 施設に通って利用するサービス
  - ◆介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

### 地域密着型サービス

- 多機能なサービス
  - ◆小規模多機能型居宅介護【介護予防小規模多機能型居宅介護】
- 認知症高齢者を対象としたサービス
  - ◆認知症対応型通所介護【介護予防認知症対応型通所介護】
  - ◆認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【介護予防認知症対応型共同生活介護】
- 夜間の訪問介護 ◆夜間対応型訪問介護
  - ◆24時間対応の訪問介護と訪問看護
  - ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模な通所介護 ◆地域密着型通所介護
  - ◆複合型のサービス ◆看護小規模多機能型居宅介護

### 福祉用具の利用や住宅改修

- 福祉用具をレンタルする
  - ◆福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】
- 福祉用具を購入する
  - ◆特定福祉用具購入【特定介護予防福祉用具購入】
- 小規模な住宅改修
  - ◆住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

### サービス・活動事業

- 訪問型サービス
  - ◆従前相当サービス ◆としま介護予防訪問サービス ◆としまいきいき訪問サービス
  - ◆生活支援お助け隊 ◆短期集中訪問型サービス
- 通所型サービス
  - ◆従前相当サービス ◆としまリハビリ通所サービス ◆としま入浴通所サービス
  - ◆つながるサロン ◆短期集中通所型サービス

### 一般介護予防事業

豊島区に住居登録のある65歳以上の方とその支援のための活動にかかわる方が利用できる事業です。パンフレット「いつまでもイキイキ生活」（高齢者福祉課発行）をご覧ください。

○保険料はどのように納める？

# 保険料の決め方と納め方

## 65歳以上の方の保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、豊島区の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 令和6年度から令和8年度の保険料

#### ●基準額の決め方

$$\text{豊島区で必要な介護サービスの総見込額} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{豊島区内に住む65歳以上の方の人数} = \text{基準額(年額) 74,400円}$$

この基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります。

所得段階	対象となる方	保険料年額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方</li> <li>●生活保護を受けている方</li> <li>●世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額（注1）と合計所得金額（注2）の合計が82万6,500円以下の方</li> </ul>	21,204円*	
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	32,364円*	
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	50,964円*	
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と82万6,500円以下の方	59,520円
第5段階(基準額)		合計所得金額の合計が82万6,500円を超える方	74,400円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満の方	81,840円
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満の方	89,280円
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満の方	111,600円
第9段階		合計所得金額320万円以上420万円未満の方	126,480円
第10段階		合計所得金額420万円以上520万円未満の方	141,360円
第11段階		合計所得金額520万円以上620万円未満の方	163,680円
第12段階		合計所得金額620万円以上720万円未満の方	171,120円
第13段階		合計所得金額720万円以上900万円未満の方	208,320円
第14段階		合計所得金額900万円以上1,200万円未満の方	238,080円
第15段階		合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満の方	252,960円
第16段階	合計所得金額1,500万円以上の方	267,840円	

\*第1段階から第3段階の保険料は公費負担により、保険料額が軽減されています。

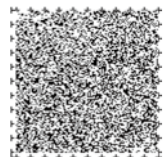
注1 課税年金収入額 老齢基礎年金・国民年金・厚生年金・共済年金などの年間収入額です。

注2 合計所得金額 地方税法第292条第1項第13号に規定する額。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。第1段階から第5段階の保険料算定の際は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額を用います。また第1段階から第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

●保険料計算での世帯は、その年度の4月1日現在の住民基本台帳の世帯状況です。

●第2段階から第16段階の保険料を支払うと生活保護基準以下となる方は、生活保護を必要としない所得段階に変更します（福祉事務所長の境界層該当証明書が必要です）。

●令和7年度税制改正により、令和8年度については、住民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。



## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料の納め方

特別徴収（年金からの差し引き）と普通徴収（口座振替または納付書）があります。

### 特別徴収(年金から差し引き)

介護保険料は、原則特別徴収(介護保険法第135条)です。

年6回(偶数月)の年金から保険料があらかじめ差し引きされます。対象となるのは、公的年金等(遺族年金・障害年金を含む)を年額18万円以上受給している場合です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の区市町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料が減額になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など

### 普通徴収(口座振替または納付書)

口座振替手続き済みの方…ご指定の口座から、納期限日に引き落とします。

納付書でお支払いの方…区指定の金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付します。

#### 保険料納付は納め忘れのない口座振替が便利です

手続き

口座振替の利用には申込が必要です。詳細は収納グループへお問い合わせください(特別徴収の方は口座振替に変更することはできません)。

## 保険料を滞納すると…

災害など特別な事情も無く介護保険料を納めないでいると、督促が行われます。また、財産調査の上、差押などの滞納処分が行われたり、延滞金が加算される場合があります。

なお、滞納期間に応じて、次のような制限を受けます。

#### 給付制限

##### 1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

##### 1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

##### 2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が所得に応じて3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

#### やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられる場合があります。詳しくは資格賦課グループへご相談ください。

## 40歳から64歳の方(第2号被保険者)の保険料

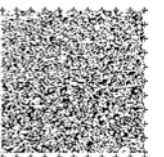
40歳から64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険者へお問い合わせください。

#### 国民健康保険に加入している方

- 国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。
- 医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

#### 職場の医療保険に加入している方

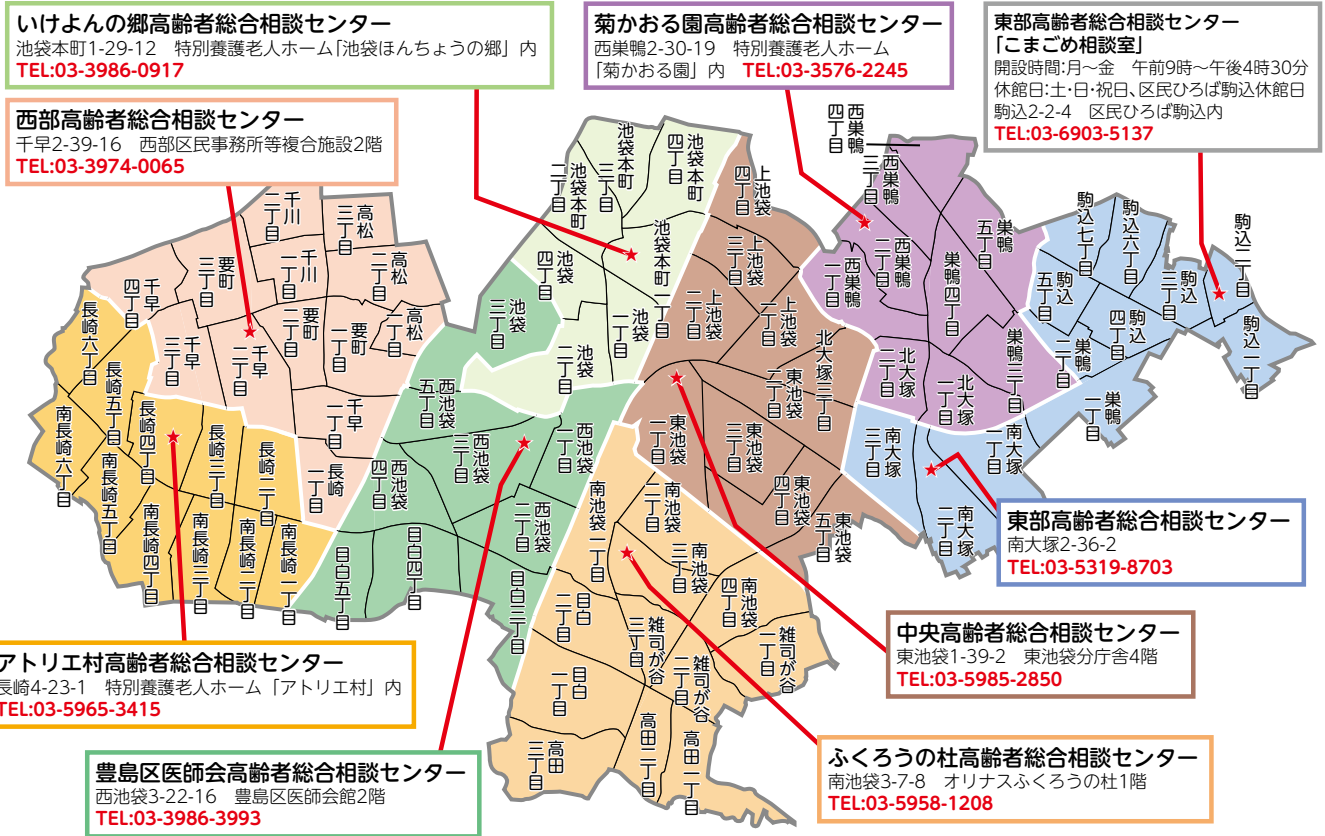
- 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
- 医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。



# 相談・申請窓口

下記の担当地域の高齢者総合相談センターでは、要介護認定申請をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業や、高齢者福祉全般に関する相談を受け付けています。また、各種介護保険の相談は、介護保険課で受け付けていますので、お気軽にお越しください。

高齢者総合相談センター開設時間 月～金 午前8時30分～午後6時30分 土 午前8時30分～午後4時30分 日 日曜日・祝日・年末年始  
開設時間外の電話相談 夜間緊急・休日電話相談窓口 TEL:0120-580-210



## お問い合わせ先

### 介護保険

#### 豊島区 福祉部 介護保険課

TEL:03-3981-1111(代表) FAX:03-3981-6208

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 区役所4階

受付時間 月～金:午前8時30分～午後5時

第2・第4土 午前9時～午後5時 ※年末年始を除く

- 介護保険事業計画など ..... 管理グループ/TEL:03-3981-1942(直通)
- 要介護認定申請など ..... 認定審査グループ/TEL:03-3981-1368(直通)
- 要介護認定調査など ..... 認定調査グループ/TEL:03-3981-1788(直通)
- 被保険者の資格、保険料の賦課など ..... 資格賦課グループ/TEL:03-3981-6376(直通)
- 保険料の納付、口座振替など ..... 収納グループ/TEL:03-3981-4715(直通)
- 保険給付、高額介護サービス費など ..... 給付グループ/TEL:03-3981-1387(直通)
- 介護保険に関する相談・苦情・審査請求など ..... 相談グループ/TEL:03-3981-1318(直通)
- 居宅介護支援、地域密着型サービス事業者の指定など ..... 事業者指定グループ/TEL:03-4566-2468(直通)

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 豊島区 福祉部 高齢者福祉課 総合事業グループ

TEL:03-4566-2435(直通)

インターネットのホームページで、介護保険制度の案内やサービス事業者に関する情報がご覧いただけます。

- 豊島区ホームページ ..... <https://www.city.toshima.lg.jp/>
- 在宅医療・介護事業者情報検索システム ..... <https://carepro-navi.jp/toshima>
- 厚生労働省 ..... <https://www.mhlw.go.jp/index.html>